

Q&Aの追加・更新一覧

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成27年4月17日	1-1-2	追加	-	<p>Q1-1-2 個人番号の利用目的について、個人情報保護法における個人情報の利用目的とは区別して本人に通知等を行う必要がありますか。</p> <p>A1-1-2 個人番号の利用目的と個人情報保護法における個人情報の利用目的とを区別して通知等を行う法的義務はありませんが、個人番号の利用範囲は限定されているため、その利用範囲を超えて利用目的を特定・通知等しないよう留意する必要があります。(平成27年4月追加)</p>	-
平成27年4月17日	1-2-2	追加	-	<p>Q1-2-2 扶養控除等申告書に記載されている個人番号を、源泉徴収票作成事務に利用することはできますか。</p> <p>A1-2-2 扶養控除等申告書に記載された個人番号を取得するに当たり、源泉徴収票作成事務がその利用目的として含まれていると解されますので、個人番号を源泉徴収票作成事務に利用することは利用目的の範囲内の利用として認められます。(平成27年4月追加)</p>	-
平成27年4月17日	3-12	更新	<p>Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。</p> <p>A3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うかどうかが基準となります。当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみることではできませんので、番号法上の委託には該当しません。</p> <p>当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合は、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。</p> <p><u>なお、上記における個人番号をその内容に含む電子データは、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであり、個人番号として取り扱われます。</u></p>	<p>Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。</p> <p>A3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うかどうかが基準となります。当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみることではできませんので、番号法上の委託には該当しません。</p> <p>当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合は、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。(平成27年4月更新・Q9-2に分割)</p>	最後の段落については、個人番号の定義に関する内容であり、Q9-2に記述することとしました。
平成27年4月17日	3-14-2	追加	-	<p>Q3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者、通信事業者等の外部事業者による配送・通信手段を利用する場合、番号法上の委託に該当しますか。</p> <p>A3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者による配送手段を利用する場合、当該配送業者は、通常、依頼された特定個人情報の中身の詳細については関知しないことから、事業者と配送業者との間で特に特定個人情報の取扱いについての合意があった場合を除き、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものと解されます。</p> <p>また、通信事業者による通信手段を利用する場合も、当該通信事業者は、通常、特定個人情報を取り扱っているのではなく、通信手段を提供しているにすぎないことから、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものと解されます。</p> <p>なお、事業者には、安全管理措置(番号法第12条等)を講ずる義務が課せられていますので、個人番号及び特定個人情報漏えいしないよう、適切な外部事業者の選択、安全な配送方法の指定等の措置を講ずる必要があります。(平成27年4月追加)</p>	-
平成27年4月17日	5-1-2	追加	-	<p>Q5-1-2 税や社会保障の手續に関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、平成28年1月(個人番号の利用開始)以前に、従業員等から個人番号を収集することは可能ですか。</p> <p>A5-1-2 個人番号の通知を受けている本人から、平成28年1月から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です(内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「事業者のみなさまへ」(「事業者による個人番号の事前収集」について)参照)。(平成27年4月追加)</p>	-
平成27年4月17日	5-8-2	追加	-	<p>Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第25条に基づく開示の求めによらず、支払調書等の写しを本人に送付することが可能です。(平成27年4月追加)</p>	-

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成27年4月17日	6-4	更新	Q6-4 所管法令によって個人番号が記載された書類を一定期間保存することが義務付けられている場合には、その期間、事業者が 支払調書を作成するシステム内で個人番号を保管することができますか。 A6-4 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、 支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができますと解されます。	Q6-4 所管法令によって個人番号が記載された書類を一定期間保存することが義務付けられている場合には、その期間、事業者がシステム内で個人番号を保管することができますか。 A6-4 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、システム内においても保管することができますと解されます。 (平成27年4月更新)	記載内容を正確にするために訂正したものであり、結論に変更はありません。なお、保存義務が課されていない支払調書の控えの取扱いについては、Q6-4-2に記述しています。
平成27年4月17日	6-4-2	追加	-	Q6-4-2 支払調書の控えには保存義務が課されていませんが、支払調書の作成・提出後個人番号が記載された支払調書の控えを保管することができますか。 A6-4-2 支払調書を正しく作成して提出したかを確認するために支払調書の控えを保管することは、個人番号関係事務の一環として認められると考えられます。 支払調書の控えを保管する期間については、確認の必要性及び特定個人情報の保有に係る安全性を勘案し、事業者において判断してください。なお、税務における更正決定等の期間制限に鑑みると、保管できる期間は最長でも7年が限度であると考えられます。(平成27年4月追加)	-
平成27年4月17日	6-7	更新	Q6-7 支給が数年に渡り繰延される賞与がある場合、退職後も繰延支給が行われなくなることが確認できるまで個人番号を保管することはできますか。 A6-7 退職後に繰延支給される賞与が給与所得に該当し、 支払調書の提出 が必要な場合には、繰延支給が行われなくなることが確認できるまで個人番号を保管することができますと解されます。	Q6-7 支給が数年に渡り繰延される賞与がある場合、退職後も繰延支給が行われなくなることが確認できるまで個人番号を保管することはできますか。 A6-7 退職後に繰延支給される賞与が給与所得に該当し、 源泉徴収票の作成 が必要な場合には、繰延支給が行われなくなることが確認できるまで個人番号を保管することができますと解されます。 (平成27年4月更新)	記載内容を正確にするために訂正しました。
平成27年4月17日	9-2	追加	-	Q9-2 個人番号を暗号化等により秘匿化すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。 A9-2 個人番号は、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであることから、番号法第2条第8項に規定する個人番号に該当します。(平成27年4月追加)	-
平成27年4月17日	9-3	追加	-	Q9-3 個人番号をばらばらの数字に分解して保管すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。 A9-3 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するに当たっては、ばらばらに分解した数字を集めて複合し、分解前の個人番号に還元して利用することになるため、ばらばらの数字に分解されたものについても全体として番号法第2条第8項に規定する個人番号であると考えられます。(平成27年4月追加)	-
平成27年4月17日	15-1-2	追加	-	Q15-1-2 事務取扱担当者が、顧客先等から特定個人情報等を持ち帰る場合に留意すべき事項はありますか。 A15-1-2 特定個人情報等を持ち帰る場合についても、当然に漏えい等を防止するために物理的安全管理措置を講ずる必要があります。留意すべき事項については、「 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止 」を参照してください。(平成27年4月追加)	-
平成27年8月6日	4-1-2	追加	-	Q4-1-2 個人番号関係事務実施者である事業者(事業者から個人番号を収集する事務の委託を受けた者を含む。)は、従業員等の家族全員の個人番号を収集することができますか。 A4-1-2 個人番号関係事務実施者である事業者(事業者から個人番号を収集する事務の委託を受けた者を含む。)は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人又は他の個人番号関係事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができます。 したがって、例えば、家族であっても社会保障や税における扶養親族に該当しない者などは、事業者として個人番号関係事務を処理する必要がないことから、それらの者の個人番号の提供を求めることはできません。(平成27年8月追加)	-

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成27年8月6日	6-2-2	追加	-	<p>Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者が番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできません。</p> <p>A6-2-2 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を確認することが可能と解されます。なお、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。(平成27年8月追加)</p>	-
平成27年8月6日	10-2	追加	-	<p>Q10-2 事務取扱担当者には、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する全ての者が該当しますか。</p> <p>A10-2 事務取扱担当者は、一般的には、個人番号の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当すると考えられます。 ただし、事務取扱担当者に該当するか否かを判断することも重要ですが、当該事務のリスクを適切に検討し、必要かつ適切な安全管理措置を講ずることが重要です。例えば、担う役割に応じて、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者に対して講ずる安全管理措置と、書類を移送するなど補助的に一部の事務を行う者に対して講ずる安全管理措置とが異なってくることは十分に考えられます。 なお、社内管理上、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者のみを事務取扱担当者として位置付けることも考えられますが、特定個人情報等の取扱いに関わる事務フロー全体として漏れのない必要かつ適切な安全管理措置を講じていただくことが重要です。(平成27年8月追加)</p>	-
平成27年8月6日	11-4	追加	-	<p>Q11-4 標的型メール攻撃等による特定個人情報の漏えい等の被害を防止するために、安全管理措置に関して、どのような点に注意すればよいですか。</p> <p>A11-4 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し適切に運用する等のガイドラインの遵守に加え、次のような安全管理措置を講ずることが考えられます。 ・不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み(ネットワークの遮断等)を導入し、適切に運用する。 ・特定個人情報ファイルを端末に保存する必要がある場合、パスワードの設定又は暗号化により秘匿する(データの暗号化又はパスワードによる保護に当たっては、不正に入手した者が容易に解読できないように、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮する。) ・情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の迅速な情報連絡体制についての確認・訓練を行う。 また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等がホームページで公表しているセキュリティ対策等を参考にすることも考えられます。(平成27年8月追加)</p>	-
平成27年8月6日	13-2	追加	-	<p>Q13-2 中小規模事業者も取扱規程等を策定しなければなりませんか。</p> <p>A13-2 中小規模事業者においては、必ずしも取扱規程等の策定が義務付けられているものではなく、特定個人情報等の取扱方法や責任者・事務取扱担当者が明確になっていれば足りるものと考えられます。明確化の方法については、口頭で明確化する方法のほか、業務マニュアル、業務フロー図、チェックリスト等に特定個人情報等の取扱いを加えるなどの方法も考えられます。(平成27年8月追加)</p>	-
平成27年8月6日	15-1-3	追加	-	<p>Q15-1-3 「a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」における「管理区域」及び「取扱区域」を明確にし物理的な安全管理措置を講ずるに当たって、区域ごとに全て同じ安全管理措置を講ずる必要があるのでしょうか。</p> <p>A15-1-3 各区域で同じ安全管理措置を講ずる必要はなく、区域によっては取り扱う特定個人情報の量、利用頻度、使用する事務機器や環境等により、講ずべき物理的な安全管理措置が異なると考えられますので、例えば、管理区域については厳格に入退室を管理し、取扱区域については間仕切りの設置や座席配置の工夫を行うなど、それぞれの区域に応じた適切な安全管理措置を講じていただくこととなります。(平成27年8月追加)</p>	-

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成27年8月6日	15-1-4	追加	-	<p>Q15-1-4 「a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」及び「b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止」について、従業員数人程度の事業者における手法の例示を教えてください。</p> <p>A15-1-4 一つの事務室で事務を行っている場合を想定すると、例えば、来客スペースから特定個人情報に係る書類やパソコンの画面が見えないよう各種の工夫をすることが考えられます。盗難防止については、留守にする際には確実にドアに施錠をする、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体や個人番号が記載された書類等は、施錠できるキャビネット、引出等に収納し、使用しないときには施錠しておくなど盗まれないように保管することは、他の重要な書類等と同様です。(平成27年8月追加)</p>	-
平成27年10月5日	4-6		-	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません(国税庁ホームページ「国税分野におけるFAQ」(Q2-10)参照)。(平成27年10月追加)</p>	-
平成27年10月5日	5-2	更新	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を表示した状態で交付してよいですか。また、従業員等本人は、個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場面はありますか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、所得税法施行規則第93条に基づいて、その本人及び扶養親族の個人番号を記載することになります。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を表示した状態で本人に交付することとなります。</p> <p>個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場面としては、所得税の確定申告で使用することが考えられます。また、その際の本人確認に関する資料として、その源泉徴収票が利用される予定です(本人確認に関する手続は、内閣官房「社会保障・番号制度」ホームページ「よくある質問(FAQ)」(Q4-3-1、2)参照)。</p>	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。
平成27年10月5日	5-3	更新	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>給与所得の源泉徴収票は、住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で使用することが想定されますが、そのような場合は、番号法第19条各号において認められている特定個人情報の提供に該当しません。したがって、そのような場合に、給与所得の源泉徴収票を使用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。</p>	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条の開示の求めに基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成27年10月5日	5-4	更新	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載することになっていますが、本人に交付することは提供制限に違反しますか。</p> <p>A5-4 支払通知書は、所得税法等によって個人番号を記載して本人に交付することが義務付けられており、その法律の規定に従って本人に交付することも個人番号関係事務に該当します。したがって、番号法第19条第2号の規定により、個人番号が記載された支払通知書を本人に交付することとなります。</p>	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで本人に交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。
平成27年10月5日	14-2	更新	<p>Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。 ・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。 	<p>Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。 ・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。 <p>(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。
平成27年10月5日	17-6	更新	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください(内閣官庁「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問(FAQ)」(Q4-2-5)参照)。</p>	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません(国税庁ホームページ「国税分野におけるFAQ」(Q2-10)参照)。(平成27年10月更新)</p>	具体的な対応方法が書類の提出先の機関である国税庁から示されたことから、回答を更新しました。
平成27年10月5日	18-1	更新	<p>Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載することになっていますが、本人に交付することは提供制限に違反しますか。</p> <p>A18-1 支払通知書は、所得税法等によって個人番号を記載して本人に交付することが義務付けられており、その法律の規定に従って本人に交付することも個人番号関係事務に該当します。したがって、番号法第19条第2号の規定により、個人番号が記載された支払通知書を本人に交付することとなります。</p>	<p>Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成28年4月12日	4-6	更新	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、<u>法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません</u>(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-3)参照)。(平成27年10月追加)</p>	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 法定調書の作成などに際し、<u>従業員等から</u>個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に<u>法定調書等</u>に個人番号を記載しないで<u>税務署等</u>に書類を提出せず、<u>従業員等に対して</u>個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、<u>税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています</u>(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成28年4月更新)</p>	<p>国税庁ホームページで公表されている「社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ」の更新があったことにより、回答を更新しました。</p>
平成28年4月12日	5-6	更新	<p>Q5-6 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する<u>申込書</u>は、法令に基づき、勤務先等を<u>経由して</u>金融機関に提出されることとなっています。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報を、金融機関に対して提供すると考えてよいですか。</p> <p>A5-6 個人番号が記載された<u>申込書</u>が、法令に基づき、勤務先等を<u>経由して</u>金融機関に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報を、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>	<p>Q5-6 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する<u>申告書</u>は、法令に基づき、勤務先等<u>及び</u>金融機関を<u>経由して</u><u>税務署長</u>に提出されることとなっています。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報を、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。(平成28年4月更新)</p> <p>A5-6 個人番号が記載された<u>申告書</u>が、法令に基づき、勤務先等<u>及び</u>金融機関を<u>経由して</u><u>税務署長</u>に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報を、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。(平成28年4月更新)</p>	<p>平成28年度税制改正において、財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申込書には個人番号を記載しないこととされ、同非課税に関する申告書にのみ個人番号を記載することとされたことから、回答を更新しました。</p>
平成28年4月12日	17-6	更新	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書の作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、<u>法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません</u>(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-3)参照)。(平成28年10月更新)</p>	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書の作成などに際し、<u>顧客から</u>個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に<u>法定調書等</u>に個人番号を記載しないで<u>税務署等</u>に書類を提出せず、<u>顧客に対して</u>個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、<u>税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています</u>(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成28年4月更新)</p>	<p>国税庁ホームページで公表されている「社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ」の更新があったことにより、回答を更新しました。</p>
平成28年4月12日	17-8	更新	<p>Q17-8 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する<u>申込書</u>は、法令に基づき、勤務先等を<u>経由して</u>金融機関に提出されることとなっています。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先等に対し、個人番号の提供を求めると考えてよいですか。</p> <p>A17-8 個人番号が記載された<u>申込書</u>が、法令に基づき、勤務先等を<u>経由して</u>金融機関に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先等に対し個人番号の提供を求めるとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>	<p>Q17-8 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する<u>申告書</u>は、法令に基づき、勤務先等<u>及び</u>金融機関を<u>経由して</u><u>税務署長</u>に提出されることとなっています。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先等に対し、個人番号の提供を求めると考えてよいですか。</p> <p>A17-8 個人番号が記載された<u>申告書</u>が、法令に基づき、勤務先等<u>及び</u>金融機関を<u>経由して</u><u>税務署長</u>に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、金融機関は勤務先等に対し個人番号の提供を求めるとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。(平成28年4月更新)</p>	<p>平成28年度税制改正において、財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申込書には個人番号を記載しないこととされ、同非課税に関する申告書にのみ個人番号を記載することとされたことから、回答を更新しました。</p>

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成28年4月26日	6-2	更新	<p>Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード、身元確認書類等)をコピーして、それを事業所内に保管することはできますか。</p> <p>A6-2 番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。 <u>なお</u>、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p>	<p>Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード、身元確認書類等)をコピーして、それを事業所内に保管することはできますか。</p> <p>A6-2 番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。 <u>ただし</u>、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。 <u>なお</u>、個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生していることに鑑みると、個人番号の確認の際に、本人確認書類のコピーの提出を受けた場合、必要な手続を行った後に本人確認書類が不要となった段階で、速やかに廃棄しましょう。(平成28年4月更新)</p>	個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生しているため、回答を更新しました。
平成28年4月26日	6-2-2	更新	<p>Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者は番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできますか。</p> <p>A6-2-2 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を確認することが可能と解されます。 <u>なお</u>、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。(平成27年8月追加)</p>	<p>Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者は番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできますか。</p> <p>A6-2-2 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を確認することが可能と解されます。 <u>ただし</u>、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。 <u>なお</u>、個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生していることに鑑みると、個人番号の確認の際に、本人確認書類のコピーの提出を受けた場合、必要な手続を行った後に本人確認書類が不要となった段階で、速やかに廃棄しましょう。(平成28年4月更新)</p>	個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生しているため、回答を更新しました。

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成28年6月21日	3-14	更新	<p>Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。</p> <p>A3-14 当該保守サービスを提供する事業者がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。</p> <p>一方、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。</p> <p>保守サービスを提供する事業者が、保守のために記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。(平成28年6月更新)</p>	<p>Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システム(機器を含む。以下、この項において同じ。)の保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。</p> <p>A3-14 当該保守サービスを提供する事業者(以下「保守サービス事業者」という。)がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。</p> <p>【典型的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号を用いて情報システムの不具合を再現させ検証する場合 ・ 個人番号をキーワードとして情報を抽出する場合 <p>一方、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。</p> <p>【典型的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム修正パッチやマルウェア対策のためのデータを配布し、適用する場合 ・ 保守サービスの作業中に個人番号が閲覧可能となる場合であっても、個人番号の収集(画面上に表示された個人番号を書き取る、プリントアウトすること等をいう。以下、この項において同じ。)を防止するための措置が講じられている場合 ・ 保守サービスの受付時等に個人番号をその内容に含む電子データが保存されていることを知らされていない場合であっても、保守サービス中に個人番号をその内容に含む電子データが保存されていることが分かった場合であっても、個人番号の収集を防止するための措置が講じられている場合 ・ 不具合の生じた機器等を交換若しくは廃棄又は機器等を再利用するために初期化する場合等であっても、機器等に保存されている個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わないことが契約等で明確であり、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合 ・ 不具合の生じたソフトウェアの解析をするためにメモリダンプの解析をする場合であっても、メモリダンプ内の個人番号をその内容に含む電子データを再現しないこと等が契約等で明確であり、再現等を防止するための措置が講じられている場合 ・ 個人番号をその内容に含む電子データのバックアップの取得又は復元を行う場合であっても、バックアップデータ内の当該電子データを取り扱わないことが契約等で明確であり、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合 <p>なお、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しない保守サービスの場合は、従来の個人情報又は営業秘密等が保存されている情報システムの保守サービスにおける安全管理措置の考え方と同様と考えられます。</p> <p>個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当する保守サービスであって事業者が、保守のために記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。(平成28年6月更新)</p>	<p>特定個人情報を取り扱う情報システムの保守サービスの典型的な例を追加しました。</p>
平成29年3月29日	1-2	更新	<p>Q1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収票作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収票作成事務」には、給与支払報告書や退職所得の特別徴収票も含まれると考えてよいですか。</p> <p>A1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収票と共に統一的な書式で作成することとなることから、「源泉徴収票作成事務」に含まれるものと考えられます。</p>	<p>Q1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収票作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収票作成事務」には、給与支払報告書や退職所得の特別徴収票も含まれると考えてよいですか。</p> <p>A1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収票と共に統一的な書式で作成することとなることから、「源泉徴収票作成事務」に含まれるものと考えられ、例えば、「給与支払報告書作成事務」、「退職所得の特別徴収票作成事務」のように、単独でそれらの事務を特定する必要はありません。(平成29年3月更新)</p>	<p>質問が寄せられていることから、取扱いを明確にするために、回答を更新しました。</p>

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成29年3月29日	1-3-2	追加	-	<p>Q1-3-2 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知等している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。</p> <p>A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。</p> <p>したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知等している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加)</p>	-
平成29年3月29日	1-3-3	追加	-	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第15条第1項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成29年3月追加)</p>	-
平成29年5月30日	1-5	更新	<p>Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。</p> <p>A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、書類の提示のほか社内LANにおける通知が挙げられますが、個人情報保護法第18条及び主務大臣のガイドライン等に従って、従来から行っている個人情報の取得と同様の方法で行うことが考えられます。</p>	<p>Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。</p> <p>A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、書類の提示のほか社内LANにおける通知が挙げられますが、個人情報保護法第18条及び個人情報保護法ガイドライン等に従って、従来から行っている個人情報の取得と同様の方法で行うことが考えられます。(平成29年5月更新)</p>	個人情報保護法等改正法第2条施行後は、「個人情報保護委員会が定める個人情報保護法ガイドライン等」に従うこととなるため、回答を更新しました。
平成29年5月30日	1-6	更新	<p>Q1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける際、個人番号の利用目的を従業員等に社内LANや就業規則により特定・通知等していれば、扶養親族に対しても、従業員等(個人番号関係事務実施者)から同様の内容が特定・通知等されているものと考えてよいですか。</p> <p>A1-6 個人情報保護法第15条(利用目的の特定)、同法第18条(取得に際しての利用目的の通知等)は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際に適用があるものです。当該個人情報の取得は当該本人から直接取得する場合に限られず、他人から取得する場合も含まれます。他人から当該本人の個人情報を取得する場合であっても、利用目的の通知等を行わなければなりません。</p> <p>通知等の方法としては、個人情報保護法第18条及び主務大臣のガイドライン等に従って、従来から行っている個人情報の取得と同様の方法で行うことが考えられます。</p>	<p>Q1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける際、個人番号の利用目的を従業員等に社内LANや就業規則により特定・通知等していれば、扶養親族に対しても、従業員等(個人番号関係事務実施者)から同様の内容が特定・通知等されているものと考えてよいですか。</p> <p>A1-6 個人情報保護法第15条(利用目的の特定)、同法第18条(取得に際しての利用目的の通知等)は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際に適用があるものです。当該個人情報の取得は当該本人から直接取得する場合に限られず、他人から取得する場合も含まれます。他人から当該本人の個人情報を取得する場合であっても、利用目的の通知等を行わなければなりません。</p> <p>通知等の方法としては、個人情報保護法第18条及び個人情報保護法ガイドライン等に従って、従来から行っている個人情報の取得と同様の方法で行うことが考えられます。(平成29年5月更新)</p>	個人情報保護法等改正法第2条施行後は、「個人情報保護委員会が定める個人情報保護法ガイドライン等」に従うこととなるため、回答を更新しました。
平成29年5月30日	1-9	更新	<p>Q1-9 <u>個人情報保護法が適用されない個人番号取扱事業者は、個人番号の利用目的の特定をする必要がありますか。</u></p> <p>A1-9 <u>個人情報保護法が適用されない個人番号取扱事業者は、個人情報保護法第15条に従って利用目的の特定を行う義務はありませんが、個人番号を「個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要な範囲内」で利用しなければならない義務が課されます(番号法第32条)。個人番号を「個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要な範囲内」で利用するに当たっては、個人番号をどの事務を処理するために利用するのかを決めることとなりますので、事実上、利用目的の特定を行うことになると考えられます。なお、利用目的の本人への通知等を行う必要はありません。</u></p>	<p>Q1-9 (削除)</p> <p>A1-9 (削除)(平成29年5月削除)</p>	個人情報保護法等改正法第2条及び第5条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることに伴い、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、本Q&Aを削除しました。

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成29年5月30日	3-1	更新	<p>Q3-1 「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。」としていますが、委託先において、番号法が求める水準の安全管理措置が講じられていればよく、委託者が実際に講じている安全管理措置と同等の措置まで求められているわけではないと考えてよいですか。</p> <p>A3-1 委託先は番号法が求める水準の安全管理措置を講ずるものであり、委託者が高度の措置をとっている場合にまで、それと同等の措置を求めているわけではありません。ただし、安全管理措置の検討に当たっては、番号法だけではなく、個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び主務大臣のガイドライン等を遵守する必要があります。</p>	<p>Q3-1 「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。」としていますが、委託先において、番号法が求める水準の安全管理措置が講じられていればよく、委託者が実際に講じている安全管理措置と同等の措置まで求められているわけではないと考えてよいですか。</p> <p>A3-1 委託先は番号法が求める水準の安全管理措置を講ずるものであり、委託者が高度の措置をとっている場合にまで、それと同等の措置を求めているわけではありません。ただし、安全管理措置の検討に当たっては、番号法だけではなく、個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び個人情報保護法ガイドライン等を遵守する必要があります。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条施行後は、「個人情報保護委員会が定める個人情報保護法ガイドライン等」に従うことになるため、回答を更新しました。</p>
平成29年5月30日	3-15	更新	<p>Q3-15 委託の取扱いについて、個人情報保護法と番号法の規定の違いはありますか。</p> <p>A3-15 委託先の監督義務について、個人情報保護法では、委託者が個人情報取扱事業者に該当する場合に委託先の監督義務を負います(個人情報保護法第22条)。また、委託先が再委託を行う場合において、その委託先が個人情報取扱事業者に該当する場合は再委託先の監督義務を負いますが、個人情報取扱事業者に該当しない場合には再委託先の監督義務は負いません。 これに対して、番号法では、委託者が個人情報取扱事業者に該当するか否かに関係なく、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する者であれば、委託先に対し監督義務を負うこととなります。 また、委託先が再委託を行う場合の要件について、個人情報保護法では特段の規定はありませんが、番号法では、再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を得ることを要件としています。</p>	<p>Q3-15 委託の取扱いについて、個人情報保護法と番号法の規定の違いはありますか。</p> <p>A3-15 委託先が再委託を行う場合の要件について、個人情報保護法では特段の規定はありませんが、番号法では、再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を得ることを要件としています。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることから、再委託の許諾に関する記載のみとしました。</p>
平成29年5月30日	5-1-2	更新	<p>Q5-1-2 税や社会保障の手續に関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、平成28年1月(個人番号の利用開始)以前に、従業員等から個人番号を収集することは可能ですか。</p> <p>A5-1-2 個人番号の通知を受けている本人から、平成28年1月から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です(内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「事業者のみなさまへ」(「事業者による個人番号の事前収集」について)参照)。(平成27年4月追加)</p>	<p>Q5-1-2 (削除)</p> <p>A5-1-2 (削除)(平成29年5月削除)</p>	<p>既に、個人番号の利用が開始していることから、削除しました。</p>
平成29年5月30日	5-2	更新	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第28条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の請求があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月・平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>
平成29年5月30日	5-3	更新	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。 なお、個人情報保護法第28条の開示の求めに基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。 なお、個人情報保護法第28条の開示の請求に基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成27年10月・平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成29年5月30日	5-4	更新	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで本人に交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで本人に交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第29条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の請求があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月・平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>
平成29年5月30日	5-7	更新	<p>Q5-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者であっても、本人の開示の求めに応じて、本人に特定個人情報を提供することはできますか。</p> <p>A5-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が、本人からの求めに応じて任意に特定個人情報の開示を行う場合には、特定個人情報の提供が認められるものと考えられます。</p>	<p>Q5-7 個人情報取扱事業者は、本人からの開示の請求に応じて、本人に特定個人情報を提供することはできますか。</p> <p>A5-7 本人から個人情報保護法第28条に基づく開示の請求がされた場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められます。したがって、個人情報取扱事業者が、本人からの開示の請求に応じて、本人に特定個人情報の開示を行うことは認められます。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条及び第5条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることに伴い、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、当該事業者に係る回答を削除しました。また、開示の請求がされた場合における特定個人情報の提供については、ガイドラインに記載されているものの、事業者の皆様から問合せが多かったことから、本Q&Aにも追記しました。</p>
平成29年5月30日	5-8	更新	<p>Q5-8 支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8 個人情報保護法第25条に基づいて開示の求めを行った本人に開示を行う場合は、支払調書等の写しを本人に送付することができます。その際、開示の求めを受け付ける方法として、書面による方法のほか、口頭による方法等を定めることも考えられます。なお、当該支払調書等の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、本人以外の個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスクングする等の工夫が必要となります。</p>	<p>Q5-8 支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8 個人情報保護法第28条に基づいて開示の請求を行った本人に開示を行う場合は、支払調書等の写しを本人に送付することができます。その際、開示の請求を受け付ける方法として、書面による方法のほか、口頭による方法等を定めることも考えられます。なお、当該支払調書等の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、本人以外の個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスクングする等の工夫が必要となります。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>
平成29年5月30日	5-8-2	更新	<p>Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスクングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第25条に基づく開示の求めによらず、支払調書等の写しを本人に送付することが可能です。(平成27年4月追加)</p>	<p>Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスクングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第28条に基づく開示の請求によらず、支払調書等の写しを本人に送付することが可能です。(平成27年4月追加・平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>
平成29年5月30日	7-1	更新	<p>Q7-1 個人番号は変更されることもありますが、保管している個人番号について、定期的に最新性を確認する必要がありますか。</p> <p>A7-1 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第19条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められています。したがって、個人番号が変更されたときは本人から事業者へ申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がないか確認することが考えられます。</p>	<p>Q7-1 個人番号は変更されることもありますが、保管している個人番号について、定期的に最新性を確認する必要がありますか。</p> <p>A7-1 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第19条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められています。したがって、個人番号が変更されたときは本人から事業者へ申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がないか確認することが考えられます。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第5条の施行により、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、当該部分を削除しました。</p>
平成29年5月30日	11-2	更新	<p>Q11-2 「中小規模事業者」の定義における従業員は誰を含みますか。また、いつの従業員の数ですか。</p> <p>A11-2 従業員とは、中小企業基本法における従業員をいい、労働基準法第20条の規定により解雇の予告を必要とする労働者と解されます。なお、同法第21条の規定により第20条の適用が除外されている者は従業員から除かれず、具体的には、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が除かれます。中小規模事業者の判定における従業員の数には、事業年度末(事業年度が無い場合には年末等)の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります。</p>	<p>Q11-2 「中小規模事業者」の定義における従業員について、「同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者」とは、具体的にどのような者ですか。また、いつの従業員の数ですか。</p> <p>A11-2 従業員とは、中小企業基本法における従業員をいい、労働基準法第20条の規定により解雇の予告を必要とする労働者と解されます。なお、同法第21条の規定により第20条の適用が除外されている者は従業員から除かれます。「同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者」とは、具体的には、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が該当します除かれます。また、中小規模事業者の判定における従業員の数には、事業年度末(事業年度が無い場合には年末等)の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります。(平成29年5月更新)</p>	<p>従業員の定義をガイドラインに記載したため、当該記載を踏まえたQ&Aの内容に更新しました。</p>

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成29年5月30日	14-2	更新	<p>Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。 ・ 業務日誌等において、<u>例えば</u>、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。 ・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。 (平成27年10月更新)</p>	<p>Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。 ・ 業務日誌等において、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。 ・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。 (平成27年10月・<u>平成29年5月</u>更新)</p>	不要な部分を削除しました。
平成29年5月30日	15-1-2	更新	<p>Q15-1-2 <u>事務取扱担当者が、顧客先等から特定個人情報等を持ち帰る場合に留意すべき事項はありますか。</u></p> <p>A15-1-2 <u>特定個人情報等を持ち帰る場合についても、当然に漏えい等を防止するために物理的安全管理措置を講ずる必要があります。留意すべき事項については、「c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止」を参照してください。(平成27年4月追加)</u></p>	<p>Q15-1-2 (削除)</p> <p>A15-1-2 (削除)(平成29年5月削除)</p>	ガイドラインにおいて、当該Q&Aの内容を踏まえた改正を行ったため、削除しました。
平成29年5月30日	15-3	更新	<p>Q15-3 「d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」における書類等の廃棄に係る復元不可能な手段として焼却又は溶解が挙げられていますが、<u>他の手段は認められますか。</u></p> <p>A15-3 <u>例えば、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度にマスキングすること等が考えられます。</u></p>	<p>Q15-3 (削除)</p> <p>A15-3 (削除)(平成29年5月削除)</p>	ガイドラインにおいて、当該Q&Aの内容を踏まえた改正を行ったため、削除しました。
平成29年5月30日	16-4	更新	<p>Q16-4 税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。</p> <p>A16-4 税務当局が、番号法第19条第12号並びに番号法施行令第26条及び別表第8号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。</p>	<p>Q16-4 税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。</p> <p>A16-4 税務当局が、番号法第19条第14号並びに番号法施行令第26条及び別表第8号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。 (平成29年5月更新)</p>	個人情報保護法等改正法第6条による番号法第19条の改正に対応するため、回答を更新しました。
平成29年5月30日	18-1	更新	<p>Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の<u>求め</u>があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第28条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の<u>請求</u>があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月・<u>平成29年5月</u>更新)</p>	個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。
平成29年5月30日	18-3	更新	<p>Q18-3 株式等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式発行者と同様に、番号法第19条第10号に従って特定個人情報の提供を受けられますか。</p> <p>A18-3 番号法第19条第10号及び番号法施行令第24条において、「社債等の発行者に準ずる者」として株主名簿管理人が定められていますので、株式発行者と同様に番号法第19条第10号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。</p>	<p>Q18-3 株式等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式発行者と同様に、番号法第19条第11号に従って特定個人情報の提供を受けられますか。</p> <p>A18-3 番号法第19条第11号及び番号法施行令第24条において、「社債等の発行者に準ずる者」として株主名簿管理人が定められていますので、株式発行者と同様に番号法第19条第11号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。 (平成29年5月更新)</p>	個人情報保護法等改正法第6条による番号法第19条の改正に対応するため、回答を更新しました。

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成29年7月12日	3-11-2	追加	-	<p>Q3-11-2 事業者が個人番号関係事務を委託している場合において、現在の委託先との委託契約を終了させて、新たに別の者に個人番号関係事務を委託するときに、現在の委託先が保有している特定個人情報情報を新たな委託先に直接提供させることはできますか。</p> <p>A3-11-2 現在の委託先との委託契約を終了させて、新たに別の者に委託する場合は、委託契約終了後、現在の委託先の保有する特定個人情報情報を委託元に返却又は現在の委託先で廃棄し、委託元から新たな委託先に特定個人情報情報を提供することが一般的と考えられますが、委託元と新たな委託先との間で個人番号関係事務に関する委託契約が存在しているのであれば、委託元の指示に基づき、現在の委託先から新たな委託先へ、特定個人情報情報を直接提供させることは可能です。</p> <p>この場合、委託元と現在の委託先との間で、委託契約終了にあたって、委託契約により保有している特定個人情報情報は、委託元の指示に基づき、新たな委託先に全て引き渡すことをもって、保有している特定個人情報情報を委託元に返却したものとするなどの規定を追加することや、委託契約終了後に特定個人情報情報を保有していないことを確認することなどが望ましいと考えられます。(平成29年7月追加)</p>	-
平成29年7月12日	11-5	追加	-	<p>Q11-5 従業者に、特定個人情報等の取扱いに関する研修を行う場合、どのような点に注意すればよいですか。</p> <p>A11-5 研修を行うに当たっては、受講する従業者が従事する事務の特性、役割等に応じた研修内容にすること、研修の未受講者に対して再受講の機会を付与することなどが考えられます。(平成29年7月追加)</p>	-
平成29年7月12日	16-5	追加	-	<p>Q16-5 金融機関が、利用目的を「金融商品取引に関する支払調書作成事務」と特定し、顧客から個人番号の提供を受けていた場合、「預貯金口座への付番に関する事務」のためにその個人番号を利用するには、どのような対応が必要ですか。</p> <p>A16-5 個人番号の提供を受けた時点で利用目的として特定されていなかった「預貯金口座への付番に関する事務」のためにその個人番号を利用することは、特定した利用目的を超えて個人番号を利用することになりますので、当該事務のためにその個人番号を利用するには、利用目的を明示し、改めて個人番号の提供を受けるか、利用目的を変更して、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表する必要があります。(平成29年7月追加)</p>	-
平成30年3月28日	1-3-2	更新	<p>Q1-3-2 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知<u>等</u>している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。</p> <p>A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知<u>等</u>しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。</p> <p>したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知<u>等</u>している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加)</p>	<p>Q1-3-2 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知<u>又は公表</u>している場合、市区町村から<u>重層的に</u>送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。</p> <p>A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知<u>又は公表</u>しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。</p> <p>したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知<u>又は公表</u>している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加・<u>平成30年3月更新</u>)</p>	平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を画面により送付する場合には、当面、個人番号の記載を行わないことが示されたため、修正しました。
平成30年3月28日	1-3-3	更新	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第15条第1項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成29年3月追加)</p>	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第15条第1項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成29年3月追加・<u>平成30年3月更新</u>)</p>	平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を画面により送付する場合には、当面、個人番号の記載を行わないことが示されたため、修正しました。

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由
平成30年3月28日	1-13	追加	-	<p>Q1-13 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用する従業員の福利厚生の一環として財産形成住宅貯蓄や財産形成年金貯蓄、職場積立NISAに関する事務のために利用することはできますか。</p> <p>A1-13 個人番号の提供を受けた時点では、財産形成住宅貯蓄等に関する事務のために個人番号の提供を受けておりませんので、利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで当該事務に個人番号を利用することができます。(平成30年3月追加)</p>	-
平成30年3月28日	1-14	追加	-	<p>Q1-14 従業員の雇用形態をアルバイトから正社員に変更した場合、当初取得した個人番号を利用することができますか。</p> <p>A1-14 従業員の雇用形態が変わっても、当初の利用目的の範囲内であれば個人番号を利用することができます。また、当初の利用目的を超えて利用する場合は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。(平成30年3月追加)</p>	-
平成30年3月28日	4-4	更新	<p>Q4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできますか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできますか。</p> <p>A4-4 従業員等がまだ株主となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となり持株会に入会した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。</p>	<p>Q4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできますか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできますか。</p> <p>A4-4 従業員等が所属会社に入社した時点で、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となるために持株会に入会申請した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。(平成30年3月更新)</p>	持株会に入会後に株主となる場合があることから、個人番号関係事務の発生が予想できると解される入会申請の時点で修正しました。
平成30年3月28日	19-1	更新	<p>Q19-1 国外送金等調書の作成・提出に係る事務処理については、外国為替業務に係るシステム処理の一環として行われていますが、その中で個人番号関係事務を限定し、個人番号を取り扱う従業者を限定する必要がありますか。</p> <p>A19-1 個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務と他の事務を区別し、個人番号関係事務実施者を限定する必要はありません。事業者が適切に「事務の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等ができないようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です。</p>	<p>Q19-1 国外送金等調書の作成・提出に係る事務処理については、外国為替業務に係るシステム処理の一環として行われていますが、その中で個人番号関係事務を区分し、個人番号を取り扱う従業者を限定する必要がありますか。</p> <p>A19-1 個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務を他の事務と区分し、個人番号を取り扱う従業者を限定する必要はありません。事業者が適切に「事務の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等ができないようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です。(平成30年3月更新)</p>	質問が寄せられていることから、取扱いを明確にするために、回答を更新しました。